

グループホーム **carna** 中野丸山 運営規程
(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団武蔵野会が開設する「グループホーム **carna** 中野丸山」(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、認知症の状態にある要介護及び要支援2の高齢者(認知症に伴って著しい精神症状や行動異常がある者を除く。以下「要介護者」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従事者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他、日常生活上のお世話を行なう。

3 事業実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設等のほか地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の運営に当たっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム **carna** 中野丸山
- 2 所在地 東京都中野区丸山1-25-14

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 2 計画作成担当者 2名 (常勤兼務)
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- 3 介護従事者 常勤換算方法 1階3名以上 2階3名以上
従事者は、介護計画に基づき、適切な介護サービスを提供する。

(事業所の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は18名とする。

共同生活住居	1	9名
共同生活住居	2	9名

(事業所の介護サービス内容及び提供方法)

第6条 介護サービス内容は利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

- 2 事業所の従事者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他、日常生活上のお世話を行なう。
- 3 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
- 4 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対し、サービスの提供方法について介護計画により説明を行い同意を得て交付する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- 2 その他費用として次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 家賃	69,800円/月
(2) 食材料費	1,200円/日
(3) 運営管理費	35,000円/月

※生活保護受給者及び中国残留邦人等支援法支援給付受給者は(3)運営管理費を28,700円/月とする。

- 3 上記に係る費用の徴収に際してはあらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者又はその家族の同意を得る。
- 4 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 利用者は次の各号を満たす者とする。

- (1) 要介護または要支援2の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること。

- (2) 少人数による共同生活を営むことに支障がなく、自傷他害の恐れがないこと。
日常的に医療的管理が必要でないこと。
- (3) 原則、中野区の介護保険被保険者であること。

(秘密保持)

第9条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従事者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 3 市区町村や介護支援事業所等へ、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を開示する場合は、事前に利用者又はその家族より書面にて同意を得た上、必要最小限の範囲で開示するものとする。

(身体拘束)

第10条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行なわない。但し、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限せざるを得ない場合は、利用者及びその家族に説明し了解を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情処理)

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第12条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第13条 サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第14条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連携をとり適切な措置を講じる。

(非常災害、感染症対策)

第 15 条 非常災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、地域の関係機関と連携を図り、定期的に年 2 回以上の訓練を行う。

3 事業継続計画(BCP)について

*感染症や非常災害の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(事業継続計画)策定し当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。

*職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

*定期的(年に 1 回程度)に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

4 大規模災害時のサービスの継続可否について

感染症の発生や大規模な自然災害(台風、大雨、洪水等)や、交通災害(道路の破損、工事等)が発生した場合、職員が不足し通常運営ができなくなる可能性がございます。有事においてはこちらの都合でサービスを一時中止する場合がございます。有事の際の対応として当該事業継続計画(BCP)に従って必要な措置を講じます。

5 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組みます。

(ハラスメント対策)

第 16 条 介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権の擁護、虐待の防止」、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組みます。事業者としてハラスメント防止を従業員に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等積極的取り組みます。従業員から利用者、家族等に対してのハラスメント、利用者、家族等から従業員に対しての顧客ハラスメントと判断する事案があった際は、事業所で委員会の実施、必要に応じて行政機関などへの報告を行いながら対応いたします。事案によっては、契約解除などの措置も致します。

(虐待の防止について)

第 17 条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。事業者として虐待の防止を従業員に啓発していくため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等積極的取り組みます。

(身体拘束について)

第 18 条 原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。事業者として、身体拘束をなくしていくため委員会の開催、指針の整備、研修の実施等積極的に取り組みます。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は従事者の資質向上を図るため研修の機会を設け業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、利用者の必要な記録・帳簿を整備し、その完結の日から 2 年間保管する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団武蔵野会理事会での協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。